

「福祉医療費支給申請・請求明細書」の電子請求化について

愛媛県国民健康保険団体連合会

1. 目的

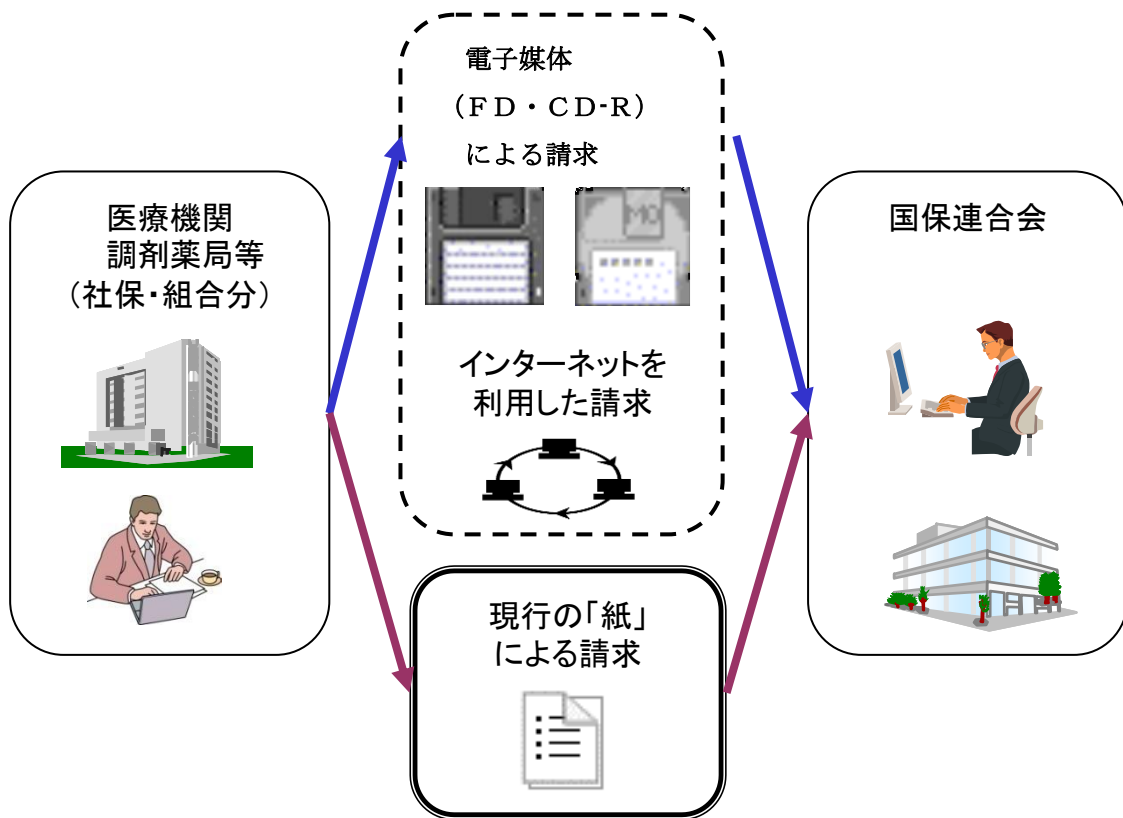
医療機関、調剤薬局等の請求事務の効率化を図り、医療機関、調剤薬局等から国保連合会を経て、保険者間に至る福祉医療費(社保・国保組合分)請求支払制度全体のペーパーレス化を推進するためです。


2. 内容

従来の紙ベースによる請求に加え、電子媒体(FD、CD-R)やインターネットを利用した請求も可能とします。(対象は、いわゆる「社保福祉」と言われるものです。)

3. 開始時期

平成23年5月請求分から請求可能となります。



平成23年5月請求分以降、での請求が可能となります。

4. 電子媒体による請求方法について

(1) 電子媒体データについて

- ①請求できる電子媒体は、FD、CD—R です。
- ②福祉医療費(社保分)電子請求用ファイルレイアウト(別紙1)を参照の上、電子媒体に請求データを記録してください。
- ③請求データを記録した電子媒体に所要の事項を記載、または記載したラベル(別紙2)を貼付し、国保連合会へ提出してください。
(提出頂いた電子媒体は、返却いたしません。国保連合会で一定期間保管後破棄処分いたします。)

(2) 確認試験について

- ①確認試験については、本番請求後、円滑な請求支払の実施のため、ご依頼いただきますようお願いいたします。
この場合は、「福祉医療費の電子請求化に係る確認試験依頼書」(別紙3)を確認試験を実施する月の10日までに提出してください。
- ②確認試験用電子媒体は、実施する月の15日までに提出してください。
なお、その際、確認試験用電子媒体の余白に「試験用」と朱書きの上、提出してください。
- ③国保連合会から「福祉医療費の電子請求化に係る確認試験結果連絡書」(別紙4)、エラーリスト(別紙4-①)、公費負担者番号別・請求金額確定リスト(別紙4-②)を送付いたしますので、エラーがある場合、ご確認のうえ修正等をお願いいたします。
(エラーが無い場合も、別紙4、別紙4-①、別紙4-②を送付いたします。)
- ④本番請求に移行する場合は、「(3) 本番請求について」に基づき手続きをお願いいたします。
再試験を希望される場合は、再度、国保連合会へ「福祉医療費の電子請求化に係る確認試験依頼書」(別紙3)を提出してください。

(3) 本番請求について

国保連合会へ「福祉医療費の電子請求化に関する届出」(別紙5)を開始する月の前月末までに提出してください。

(4) 毎月の請求手続きについて

- ①オンライン請求(電子情報処理組織の使用による費用の請求)には対応してお

りません。

- ②レセプト電算処理システムに参加して、電子媒体で請求されている医療機関等におかれましては、電子媒体を分けて記録、請求をお願いいたします。
- ③月遅れ請求分についても、電子媒体による請求が可能です。
- ④福祉医療費総括表の提出は、不要となります。
- ⑤提出期限は、毎月10日までに提出をお願いいたします。
(現行どおり、診療報酬の請求日程と同じです。)
- ⑥当月請求分の返戻及び保険者からの過誤による返戻となった場合は、国保連合会で「福祉医療費支給申請・請求明細書」を紙出力し返戻いたします。
- ⑦紙で返戻された「福祉医療費支給申請・請求明細書」の再請求は、当月請求分と併せて、電子媒体にてご請求ください。

5. その他

インターネットを利用した請求も可能ですので、インターネットからの請求を希望される場合は、別途ご連絡ください。